様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

令和3年(2021年)6月30日

滋賀県知事　三日月　大造　様

提出者
住　所　大津市京町四丁目１－１
氏　名　滋賀県知事　三日月　大造
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　077-564-1900
（南部流域下水道事務所）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	湖南中部浄化センター
事業場の所在地	草津市矢橋町字帰帆２１０８
計画期間	令和３年４月～令和４年３月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	大分類：電気・ガス・熱供給・水道業　中分類：水道業 小分類：下水道業
②事業の規模	処理水量（日最大）　２９４，５００m^3／日　(R03.6.1現在)
③従業員数	８６人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	

（日本工業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

滋賀県（施設管理者）

滋賀県知事 ⇔ 琵琶湖環境部長 ⇔ 下水道課長 ⇔ 南部流域下水道事務所長

所長 ⇔ 総務係
湖南中部浄化センター
施設整備係
湖南中部施設管理係 ⇔ メンテナンス業者
処理計画作成担当
廃棄物管理担当

浄化センター内の各部署と協力するとともに、廃棄物処理に対応するため必要に応じて下水道課と協議する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和２年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚　泥	
	排　　出　　量	７５８，８７８　t	t
	（これまでに実施した取組） 下水道普及率の増加から流入下水量も増加して、汚泥の発生量は年々増加傾向にあるが、余剰汚泥の発生量を抑制するために、凝集剤の添加量低減を試みている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚　泥	
	排　　出　　量	８２２，７８８　t	t
	（今後実施する予定の取組） 今後も継続して取り組むこととする。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生する産業廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量を減少させるため、産業廃棄物の種類別の分別の徹底を促進している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 今後も継続して取り組むこととする。

（第３面）

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項　＊他人の再生利用分含む</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="2">【前年度（令和２年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った
産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
下水汚泥の資源化については、資源循環型社会の構築を目指して積極的に取り組んでいる。（滋賀県長期構想「新湖国ストーリー２０１０」の一指標）
下水汚泥の減量化・安定化・資源化を図るため、事業所内で焼却溶融処理を実施し、最終的に発生する溶融スラグについては、全量有効利用できるように公共事業に活用するほか、希望者に売却を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">② 計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う
産業廃棄物の量</td><td>０ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
下水汚泥の減量化・安定化・資源化を図るため、令和９年度より事業所内で消化・燃料化を実施する予定である。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="2">【前年度（令和２年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った
産業廃棄物の量</td><td>７５８，８７８ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した
産業廃棄物の量</td><td>７５３，３４１ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則としており、下水汚泥の減量化・安定化・資源化を図るため事業所内で、中間処理（焼却）を実施している。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="2">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う
産業廃棄物の量</td><td>８２２，７８８ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する
産業廃棄物の量</td><td>８１６，７８８ｔ</td><td>ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
今後も継続して取り組むこととする。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（　　年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行う
産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="8">①　現状</td><td colspan="3">【前年度（令和２年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>ばいじん</td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>１，６８０ｔ</td><td>３，８５６ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処理委託量</td><td>４１７ｔ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処理委託量</td><td>１，２６３ｔ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処理委託量</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処理委託量</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連法令、その他の規則を遵守している。
発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理している。
資源循環型社会の構築のため、最終処分量の削減および再利用の拡大を行っている。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>汚泥</td><td>ばいじん</td></tr>
<tr><td colspan="2">全 処 理 委 託 量</td><td>１，５５０ｔ</td><td>４，４５０ｔ</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への
処 理 委 託 量</td><td>６５０ｔ</td><td>４，４５０ｔ</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への
処 理 委 託 量</td><td>９００ｔ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への
処 理 委 託 量</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の
熱回収を行う業者への
処 理 委 託 量</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
今後も継続して取り組むこととする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

備考

１　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

６　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

７　※欄は記入しないこと。